

私立幼稚園への入園を希望される保護者の皆様へ

幼児教育・保育の無償化の認定手続きについて

私立幼稚園の園児が無償化の対象となるためには、全員以下のいずれかの手続きが必要となります。なお、認定日は遡ることができない（転入を除く）ため、早めの申請をお願いします。

1 認定区分について

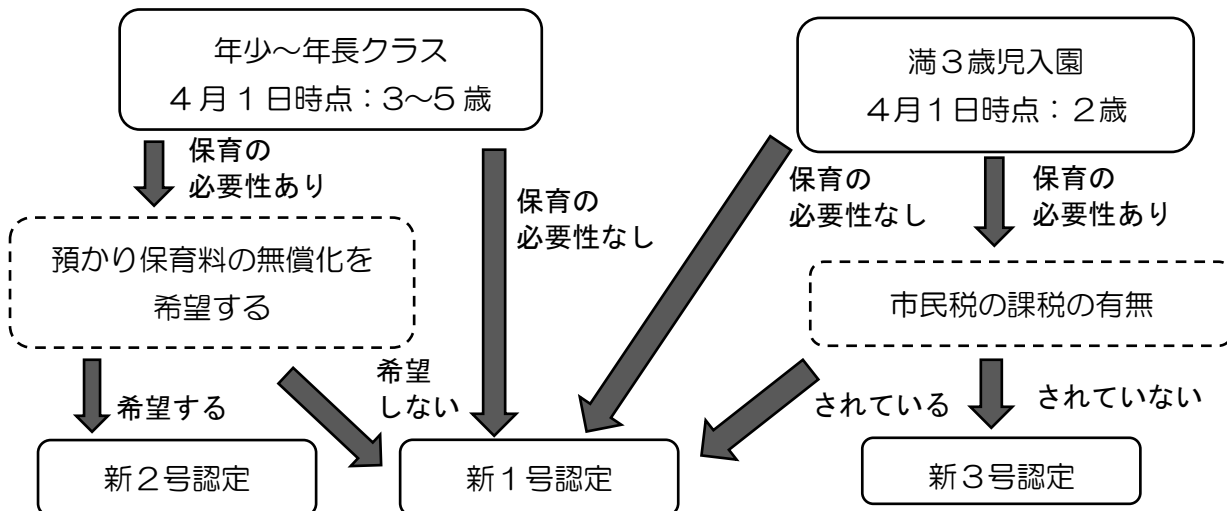
認定区分	新1号認定	新2号・新3号認定
対象経費	月額授業料＋入園料	月額授業料＋入園料＋預かり保育料
対象児童	①すべての満3歳児以上	① <u>保育の必要性(*)のある世帯</u> の3歳児以上（新2号） ② <u>保育の必要性のある市民税非課税世帯</u> の満3歳児（新3号）
月額上限額	月額25,700円	月額25,700円＋450円×利用日数 ※預かり保育料の月額上限：11,300円 （新3号の月額上限は16,300円）
申請書類	施設等利用給付認定申請書（第1号用）	施設等利用給付認定申請書（第2・第3号用）
添付書類	①保護者の本人確認書類の写し ②保護者のマイナンバーが確認できる書類のコピー	①保護者の本人確認書類の写し ②保護者のマイナンバーが確認できる書類のコピー ③ <u>保育の必要性を証明する書類</u> ※ <u>同居する70歳未満の祖父母がいる場合は祖父母の保育の必要性を証明する書類も必要です</u>

*保育の必要性については、p.2を参照ください。

※月額上限額を超過した分については、保護者負担になります。また、PTA会費や教材費等は無償化の対象外となります。

※必要書類の提出がない場合、認定が行えない可能性がありますので、ご注意ください。

※保育の必要性に変更があった場合は、変更の手続き等が必要となります。



*保育の必要性

新2号・3号認定を希望する場合、保護者が以下の理由に該当していることが必要となります。なお、同居する70歳未満の祖父母がいる場合は、祖父母の保育の必要性についても証明が必要となります。

保育を必要とする理由	認定期間(有効期間)	必要書類
就労(育休含む)	雇用の定めによる	就労証明書、耕作証明書
妊娠・出産	出産予定日の前後2か月まで	母子手帳のコピー
保護者の疾病等	疾病等が回復するまで	診断書、障害者手帳等のコピー
介護・看護	介護・看護をしている病人が回復するまで	診断書、障害者手帳または介護保険被保険者証のコピー
求職活動	2か月間	ハローワーク受付票のコピー
災害	災害の復旧に必要な期間	被災証明書等
その他	その他の理由に応じて決定	その他の理由による

※ 就労証明書は発行日から3か月以内、診断書は6か月以内のものが有効となります。

2 申請方法について

「入園する幼稚園」or「こども課」or「郵送でこども課」へ書類を提出します。

【提出期限】 施設の指定日または認定希望日の前日(こども課必着)まで

必ず封入・封緘し、封筒に施設名と氏名を記入して提出してください。

※ こども課窓口で直接提出する場合は、封入不要です。

※ 郵送でこども課へ提出する場合は、封筒と切手を各自ご準備ください。

- 認定結果として『施設等利用給付認定通知書』を後日送付します。
- 認定された場合、施設へ『施設等利用給付認定通知書』を提示してください。
- 新2号認定を受けている児童で、保育の必要性がなくなったときは、新1号認定への変更申請が必要となります。また、保育の必要性に変更があった場合(例：求職活動⇒就労)も変更届が必要となります。認定日は遡ることができませんので、お早めにお手続きください。
- 須賀川市から転出した場合、転入先の市町村で再度認定申請を行ってください。申請の詳細については、転入先の市町村へお問い合わせください。
- 授業料の取り扱い(支払い不要、支払い後清算など)は、施設へお問い合わせください。
- 市独自で3～5歳児の給食費の無償化を行っています(上限額あり)。詳細については、「給食費無償化について」をご覧ください。

【問い合わせ先】 須賀川市教育委員会事務局こども課

T E L : 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 2 4

M A I L : kodomo@city.sukagawa.fukushima.jp

3 申請書の記入の仕方について

(1) 新1号認定の場合

令和●年 ●月 ●日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

(宛先)須賀川市長

- 【申請にあたって同意していただく事項】
- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
 - 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
 - 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
 - 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
 - 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
 - 認定

以上の給付認定あり施設

申請者（保護者）が、申請子どもと住所が異なる場合は記入してください。
※原則、申請子どもの住所は須賀川市内。

認定希望日を記載してください。
※最短で申請日以降の日にちとなります。

申請者（保護者）		フリガナ	スガカワ タロウ	氏名	須賀川 太郎	印	認定希望日（施設利用開始日）	令和●年●月●日
		フリガナ	スガカワ ボタン	氏名	須賀川 牡丹	現住所 申請者と異なる場合のみ記載	居住地	〒 962 - ●●●● 須賀川市●●町●●●●番地
		フリガナ	ボータンヨウチエン	フリガナ	スガカワ ボタン	フリガナ	フリガナ	フリガナ
		フリガナ	ボータン幼稚園	フリガナ	スガカワ ボタン	フリガナ	フリガナ	フリガナ

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入してください

利用する施設について記入してください。
※利用開始予定日は幼稚園の入園（予定）日となります。

転入予定のある方は記入してください。

- <記入時の共通注意事項>
- 黒または青のペンで記入してください。※自署の場合、印は不要です。
 - 鉛筆、こすると消えるペン、ゴム印、スタンプ印は使用できません。
 - 修正テープ・修正液での訂正はできません。訂正は二重線で抹消し、訂正印を押印してください。
 - 児童1名につき1枚記入してください。

